



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*7 和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (教育委員会)..... 1

### ○ 公安委員会規則

\*3 和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 4

### ○ 告示

349 令和4年度及び令和5年度県庁舎(本館)電力調達並びに令和4年度及び令和5年度県庁舎(南別館)電力調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)..... 4

350 令和4年度和歌山県地理情報システム・関連システム導入及び賃貸借に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (情報政策課)..... 7

351 指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 9

352 " ( " )..... 9

353 " ( " )..... 10

354 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課)..... 10

355 " ( " )..... 10

356 " ( " )..... 11

357 " ( " )..... 11

358 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 ( " )..... 11

359 " ( " )..... 12

360 " ( " )..... 12

361 " ( " )..... 13

362 " ( " )..... 13

### ○ 公告

入札公告 (管財課)..... 14

" ( " )..... 17

" (情報政策課)..... 20

都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 24

## 規 則

### 和歌山県規則第7号

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則  
和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例施行規則(昭和50年和歌山県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸与の申請手続)</p> <p>第 3 条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、修学奨励金貸与申請書(別記第 1 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、前年度に引き続き修学奨励金の貸与を受けようとする者については、第 1 号及び第 2 号の書類を除くものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる者の所得額及び所得税額を証する書類</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請者を所得税法(昭和40年法律第33号)第 2 条第 1 項第 33 号に規定する同一生計配偶者又は同項第 34 号に規定する扶養親族とする者がある場合は、その者</p> <p>(4) 略</p>	<p>(貸与の申請手続)</p> <p>第 3 条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、修学奨励金貸与申請書(別記第 1 号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、前年度に引き続き修学奨励金の貸与を受けようとする者については、第 1 号及び第 2 号の書類を除くものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる者の所得額及び所得税額を証する書類</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請者を所得税法(昭和40年法律第33号)第 2 条第 1 項第 34 号に規定する扶養親族とする者がある場合は、その者</p> <p>(4) 略</p>

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

修学奨励金貸与申請書									
申請者	住所				保証人	住所			
	氏名					氏名			
	生年月日	年 月 日				生年月日	年 月 日		
	勤務先					続柄			
	年度 入学		年生			勤務先			
	独立行政法人日本学生支援機構からの学費の貸与の有無								
□有 □無									

修学奨励金の貸与を受けようとする理由	
--------------------	--

該当するものにチェックを付け、下記の該当する箇所に続柄、氏名、年齢等を記入すること。

1 申請者が同一生計配偶者又は扶養親族(以下「扶養親族等」という。)を有している。 →下記1に記入

2 申請者を扶養親族等としている者がいる。 →下記2に記入

3 申請者が扶養親族等を有しておらず、申請者を扶養親族等としている者もない。 →記入の必要なし

		続柄	氏名	年齢	職業	所得	
1 有している	申請者	本人		歳		円	
	申請者が扶養親族等を						
		扶養親族等					
2 している者がいる	申請者	本人					
	申請者を扶養親族等としている者						
		扶養親族等					

注 1 「扶養親族等」の欄には、所得税法第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者及び同項第34号に規定する扶養親族について記入すること。

2 「職業」の欄には、自家又は自営の業務に従事している場合は、「自家」、「自営」と記入すること。

和歌山県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金貸与条例の規定により修学奨励金の貸与を受けたいので関係書類を添えて申請します。

なお、貸与を受けた上は、誠実にその義務を履行することを誓約します。

年 月 日

学校名

本人 住所  
氏名

保証人 住所  
氏名

和歌山県知事 様

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第3号

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月22日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

和歌山県金属くず業条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県金属くず業条例施行規則（昭和32年和歌山県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(許可の申請)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により金属くず商の許可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による金属くず商許可申請書に、次に掲げる書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類 ア・イ 略 ウ <u>未成年者</u>にあつては金属くず商となることに関し、法定代理人から許可を受けていることを証する同意書等の書類</p> <p>エ 略 (2) 略</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により金属くず商の許可を受けようとする者は、別記様式第 1 号による金属くず商許可申請書（正副 2 通）に、次に掲げる書類を添えて公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者が個人である場合には、次に掲げる書類 ア・イ 略 ウ <u>未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）</u>にあつては金属くず商となることに関し、法定代理人から許可を受けていることを証する同意書等の書類 エ 略 (2) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる者に対するこの規則による改正後の和歌山県金属くず業条例施行規則の規定の適用については、同規則第3条第1号ウの規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。以下「民法改正法」という。）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例により婚姻の時に成年に達したものとみなすこととされた、民法改正法の施行日前に当該婚姻をし民法改正法による改正前の民法（明治29年法律第89号。次号において「旧民法」という。）第753条の規定により成年に達したものとみなされた者

(2) その婚姻について民法改正法附則第3条第3項の規定により旧民法第753条の規定がなおその効力を有することとされる民法改正法附則第3条第2項の規定による婚姻をした者

告 示

和歌山県告示第349号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請

方法等を次のように定める。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する調達の内容及び数量並びに契約期間

(1) 調達の名称及び数量

ア 令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 1,923,967kWh

イ 令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 3,521,560kWh

(2) 契約期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間（令和4年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができる。

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者（調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）を含む。）とする。

なお、コンソーシアムにあつては、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができないものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(3) 和歌山県が行う調達契約等に係る競争入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団員排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、その決定に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定がある場合は、この限りでない。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(8) 申請日において、1年以上の電気供給に係る営業経験を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員の全部がこの要件を満たす者であること。

(9) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者（以

下「小売電気事業者」という。）であること。

コンソーシアムにあっては、少なくとも代表者となる構成員がこの要件を満たす者であること。

- (10) 申請日において、「和歌山県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和3年3月25日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者でこの競争入札の開札の日の前日までに入札参加資格の要件を満たす見込みであるものであること。

コンソーシアムにあっては、2の(9)の要件を満たす者の全部がこの要件を満たす者であること。

### 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類及びその配布方法等は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、ア及びスの書類については代表者が、イからクまで並びにサ及びシの書類については構成員ごとに、ケ及びコの書類については構成員のうち小売電気事業者である者ごとに、それぞれ作成の上、持参又は郵送により提出するものとする。

- (1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務状況調書

ウ 役員等に関する調書

エ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない登記事項証明書の原本又はその写し

オ 個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票の原本又はその写し

カ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書の原本又はその写しで、申請日において発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者（和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目

(ウ) 個人にあっては、県内の在住市町村が課する個人住民税（県・市町村民税）

ク 2の(8)の要件を満たしていることを証する書面として、電気供給に係る契約実績を証する書類の写し

ケ 2の(9)の要件を満たしていることを証する書面の写し

コ 2の(10)の要件を満たしていることを証する書面として、和歌山県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書及びその内容を確認できる資料

サ 誓約書

シ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

ス コンソーシアムにあっては、コンソーシアム構成員表及びコンソーシアム協定書の写し

- (2) (1)のアからウまで及びコ（電力調達契約評価項目報告書に限る。）からス（コンソーシアム構成員表に限る。）までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、これらの用紙は、令和4年3月22日（火）から同年4月4日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (3) 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札参加資格者名簿の営業種目「その他物品関係」に登録されている者は、物品調達競争入札参加資格審査結果通知書の写しをもって、(1)のウからキまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年3月22日（火）から同月28日（月）までの

県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

- (5) (4)の質問に対する回答は、令和4年4月4日（月）午後5時までにファクシミリ又は電話により行うものとする。

また、その内容については、5の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）に公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年3月28日（月）から同年4月8日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県総務部総務管理局管財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

なお、3の(5)の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページから資格審査申請書類をダウンロードすることができる。

#### 6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

#### 7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格審査結果通知書を令和4年4月19日（火）までに郵送により送付する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して郵送により送付するものとする。

#### 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和4年4月27日（水）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、令和4年5月11日（水）までに書面により回答するものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

### 和歌山県告示第350号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、令和4年度和歌山県地理情報システム・関連システム導入及び賃貸借に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

##### (1) 業務の名称

令和4年度和歌山県地理情報システム・関連システム導入及び賃貸借

##### (2) 契約期間

契約締結日から令和9年9月30日（木）まで

## 2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格

この総合評価一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件を満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。ただし、コンソーシアムの場合においては、各構成員は2以上のコンソーシアムの構成員になることはできない。

- (2) 入札公告の日から過去5か年の間に地理情報システムに係るクラウドサービスの提供又は地理情報システムの開発及び運用の契約を誠実に履行した者であること。ただし、当該契約の契約期間が5年以上である場合は、入札公告の日から過去3か年の間に当該契約を誠実に履行した者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの要件を満たす者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この総合評価一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 法人にあっては、登記事項証明書

カ 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあつては、和歌山県が発行した県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書

キ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

ク 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

ケ 誓約書

コ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

サ 2の（2）に掲げる契約を履行したことを証明する書類

シ コンソーシアムにあっては、コンソーシアム協定書の写し

- (2) (1) に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本又はその写しに限る。

- (3) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって（1）のイからクまでの書類の提出に代えることができる。

- (4) (1) のアからエまで、ケ及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、仕様書に係る誓約書を提出した者に対して令和4年3月22日（火）から同年4月12日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (5) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和4年3月22日（火）午前9時から同年4月5日



（火）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して電子メールにより行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和4年3月22日（火）から同年4月12日（火）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合にあっては、書留郵便により令和4年4月12日（火）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布場所

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館4階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

6 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により令和4年4月20日（水）までに通知する。ただし、コンソーシアムにあっては、その代表者に対して通知するものとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対して、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、競争入札参加資格結果通知書による通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参により5に掲げる場所に提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答については、(2)の書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第351号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011610494	デッキカフェ・デリ	有田郡有田川町野田454-1	就労継続支援A型	知的障害者 精神障害者	株式会社エデュケーションリンクス	有田市箕島87番地の9	令和4.3.1

和歌山県告示第352号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3012000349	株式会社ケアステーション奏	御坊市塩屋町北塩屋714	居宅介護	身体障害者（肢体不自由者に限る。） 精神障害者	株式会社ケアステーション奏	御坊市塩屋町北塩屋714	令和4.3.1
			重度訪問介護	特定なし			

和歌山県告示第353号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定期年月日
3012250779	就労移行支援事業所UROBOROS	田辺市目良24番33号	就労移行支援	知的障害者 精神障害者	特定非営利活動法人晴嵐会	和歌山市梅原77番地17	令和4.3.1

和歌山県告示第354号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、令和2年6月30日付け和歌山県告示第910号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
隅田町霜草（101）（Ⅱ-10244）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第355号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成21年8月14日付け和歌山県告示第960号、平成24年5月25日付け和歌山県告示第615号、平成27年5月12日付け和歌山県告示第571号、平成28年10月18日付け和歌山県告示第1186号、平成29年2月14日付け和歌山県告示第222号、令和元年7月30日付け和歌山県告示第321号及び令和2年8月18日付け和歌山県告示第1108号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
久保田（I-1375）、宇立（I-1446）、下平（2）（I-1454）、秋津川前平2（I-4207）、稲成町荒光1（I-4254）、中芳養林6（I-60394）、甲斐ノ川方栗2（II-4661）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第356号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成23年11月18日付け和歌山県告示第1219号及び平成26年1月31日付け和歌山県告示第89号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
上地（I-1547）、堅田円谷（I-4309）、橘2（6-401-2-055）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第357号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項及び第9条第9項の規定により、平成28年7月19日付け和歌山県告示第872号で指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
市ノ瀬根皆田4（II-6408）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第358号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
隅田町霜草（101）（Ⅱ-10244）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第359号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
久保田（Ⅰ-1375）、宇立（Ⅰ-1446）、下平（2）（Ⅰ-1454）、秋津川前平2（Ⅰ-4207）、稲成町荒光1（Ⅰ-4254）、中芳養林6（Ⅰ-60394）、甲斐ノ川方栗2（Ⅱ-4661）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第360号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
  - (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称  
上地（Ⅰ-1547）、壑田円谷（Ⅰ-4309）

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(2) 土砂災害警戒区域の名称

橘2(6-401-2-055)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

和歌山県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

市ノ瀬根皆田4(II-6408)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに上富田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

---

和歌山県告示第362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

- 蔵土（202）（Ⅱ-7456）、蔵土（203）（Ⅱ-7457）、蔵土（204）（Ⅱ-7458）、蔵土（205）（Ⅱ-7459）、蔵土（206）（Ⅱ-7518）
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図書のとおり
- 4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項  
次の図書のとおり  
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

### 入 札 公 告

令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 調達の名称、場所及び数量

令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達

和歌山県庁舎（本館、北別館及び東別館） 和歌山市小松原通一丁目1番地

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 1,923,967kWh

##### (2) 仕様等

仕様書による。

##### (3) 契約期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間（令和4年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第349号に規定する令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

##### (2) 期間

令和4年3月22日（火）から同年4月4日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

#### 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

##### (1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年3月22日（火）から同月28日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和4年4月4日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

令和4年5月13日（金）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年5月12日（木）午後4時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムと

して納付の免除を受けることができる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585



電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

- (2) この一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 1,923,967kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Honkan)

- (2) Time limit for tender :

10:00 a.m. 13 May 2022 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 12 May 2022)

- (3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

### 入札公告

令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達の名称、場所及び数量

令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達

和歌山県庁舎（南別館及び第2南別館）和歌山市湊通丁北一丁目2番1

予定契約電力 900kW 予定調達電力量 3,521,560kWh

- (2) 仕様等

仕様書による。

- (3) 契約期間

令和4年7月1日から令和5年6月30日までの1年間（令和4年7月1日から契約ができない場合は、契約を締結した日から起算して1年間）とする。ただし、本契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定により締結する長期継続契約であるので、本契約期間中であっても令和5年度以降において和歌山県の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することがある。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和4年和歌山県告示第349号に規定する令和4年度及び令和5年度県庁舎（本館）電力調達並びに令和4年度及び令和5年度県庁舎（南別館）電力調達に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

令和4年3月22日（火）から同年4月4日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3 (1) に同じ。

なお、和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010700/kan-top.html>）から仕様書及び入札説明書をダウンロードすることができる。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和4年3月22日（火）から同月28日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間において、和歌山県総務部総務管理局管財課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(4) (3) の質問に対する回答は、令和4年4月4日（月）午後5時までに書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

また、その内容については、(1) の和歌山県総務部総務管理局管財課のホームページに公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館3階 会議室3-A

イ 入札日時

令和4年5月13日（金）午前11時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年5月12日（木）午後4時までに和歌山県総務部総務管理局管財課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

調達物品を共同して納入することを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができる。

#### 9 入札の無効に関する事項

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらの要件のいずれかに該当するときは、当該コンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

(7) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県総務部総務管理局管財課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2212

ファクシミリ番号 073-441-2248

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

(1) Nature and quantity of products to be purchased :

Total electricity about 3,521,560kWh to use at the Wakayama Prefecture Government Buildings (Minami-bekkan)

(2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 13 May 2022 : (Deadline for bids submitted by mail 4:00 p.m. 12 May 2022)

(3) Contact point for the notice :

Property Management Division, Department of General Affairs, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2212

FAX 073-441-2248

### 入札公告

令和4年度和歌山県地理情報システム・関連システム導入及び賃貸借について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行うので、自治法令第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 総合評価一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

令和4年度から令和9年度まで

(2) 業務の名称

令和4年度和歌山県地理情報システム・関連システム導入及び賃貸借

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 業務担当部局

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

- (5) 業務の期間  
契約締結日から令和9年9月30日（木）まで
- 2 総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格  
令和4年和歌山県告示第350号に規定する令和4年度和歌山県地理情報システム・関連システム導入及び賃貸借に係る総合評価一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館4階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- (2) 期間  
令和4年3月22日（火）から同年4月12日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書、提案書作成要領及び仕様書を交付する場所及び期間等
- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) 交付された入札説明書、提案書作成要領及び仕様書に対して質問がある者は、令和4年3月22日（火）午前9時から同年4月5日（火）午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局情報政策課に対して電子メールにより行うものとする。
- 5 提案書の提出先及び期間等
- (1) 提出先
- ア 持参する場合  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館4階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
- イ 郵送する場合  
3の（1）に同じ。
- (2) 提出期間及び期限  
令和4年4月21日（木）午前9時から同月25日（月）午後5時までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による場合にあつては、書留郵便により令和4年4月25日（月）午後5時までに必着させること。
- (3) 提出方法  
書面及びCD-Rとする。
- 6 提案書の内容説明を行う場所及び日時
- (1) 場所  
和歌山市湊通丁北一丁目2番1  
和歌山県庁南別館5階  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室
- (2) 日時  
令和4年5月13日（金）  
時間については、和歌山県よりこの総合評価一般競争入札についての参加資格があることを確認さ

れた旨の通知書（以下「認定書」という。）を受領した者に別途通知する。

#### 7 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 総合評価一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館5階

和歌山県企画部企画政策局情報政策課システム開発室

##### イ 入札日時

令和4年5月13日（金）午後4時

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、認定書を提示し、又はその写しを提出することとする。

#### 8 入札方法

(1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(2) 郵便による入札書の提出は認めない。

#### 9 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる契約希望金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 10 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除を受けることができるものとする。

#### 11 入札の無効

本公告に示した総合評価一般競争入札参加資格のない者及び総合評価一般競争入札参加資格の確認に

ついて虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県より総合評価一般競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこれらに該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

## 12 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員が立ち会うものとする。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 入札参加者は、価格及び提案書をもって入札し、入札価格が14の予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、15の(2)によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- (2) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局情報政策課の職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札決定後から契約を締結するまでの間に、落札者（その構成員を含む。以下同じ。）が、2に定める資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

## 14 予定価格

168,333,000円

## 15 総合評価の方法

- (1) 価格点及び技術点の算定方法は、提案書作成要領に定めるとおりとする。
- (2) 総合評価は、価格点と技術点を合計した数値をもって行う。

## 16 総合評価の評価項目

次に掲げる項目を評価する。

- (1) 配置予定技術者の国、都道府県又は政令指定都市への地理情報システムの導入実績
- (2) 和歌山県地理情報システムに係る提案
- (3) 関連システムのうち、道路規制情報システムに係る提案
- (4) 関連システムのうち、県土整備データ共有プラットフォームに係る提案

## 17 契約書の要否

要

## 18 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

## 19 その他

- (1) この総合評価一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

### ア 名称

和歌山県企画部企画政策局情報政策課

### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2414

ファクシミリ番号 073-428-1136

電子メールアドレス e0204001@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この総合評価一般競争入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手續の停止等があり得る。
- (4) この総合評価一般競争入札による契約の締結は、令和4年2月和歌山県議会において、当該契約に係る令和4年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。
- また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

## 20 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :  
Design, development, operation and maintenance of geographical information system and related system ; providing cloud service
- (2) Date and time for tender :  
4:00 p.m. 13 May 2022
- (3) Contact point for the notice :  
Information and Communications Policy Division, Wakayama Prefectural Government,  
1-1 komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan  
TEL 073-441-2414  
FAX 073-428-1136  
e-mail e0204001@pref.wakayama.lg.jp

### 都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年3月22日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称  
和歌山都市計画公園（2・2・19号湊北公園）
- 2 縦覧場所  
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課